

第4回岩手県食の安全安心委員会

日 時 平成23年12月26日（月）午後3時～

1. 開 会

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 それでは、時間になりましたので、ただいまから第4回岩手県食の安全安心委員会を開催します。

ご出席いただいている委員の皆様は、委員総数19名、本日までご出席の予定が17名で、過半数に達しておりますので、岩手県食の安全安心推進条例第24条第3項の規定によりまして会議が成立しているということをご報告申し上げます。

2. あ い さ つ

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 初めに工藤環境生活部長からごあいさつを申し上げます。

○工藤環境生活部長 皆さん、こんにちは。環境生活部長の工藤です。本日は大変お忙しい中、また寒い中、このようにお集まりいただきましてありがとうございます。今回お集まりの皆様におかれましては、このたびの改選によりまして新たに委員への就任を要請したところでございますが、快諾いただきましたこと、また本県の食の安全安心の確保につきましてそれぞれの立場で日ごろご活動いただいているということに對しまして心から御礼を申し上げたいと思います。

食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、県では昨年7月に食の安全安心推進条例を制定いたしました。今年4月には食品の自主回収報告制度を含む関係規定が完全に施行されたところでございます。さらに、条例の第7条に基づきまして、食の安全安心の基本となる計画といたしまして、昨年度のこの委員会で答申をいただきまして、岩手県食の安全安心推進計画というものを策定し、震災後ではありましたが、3月15日の本会議において可決いただいたところでございます。現在の状況については、私のほうから改めて説明するまでもなく、3月11日の大震災津波、そして同時に起こりました福島第一原発事故の関係によりまして、放射性物質の問題というのが食の安全安心について大きな影を投げかけているという状況にございます。国のほうでは、ご案内のとおり500ベクレルという基準をさらに5分の1、100ベクレルを基本として見直すという方向で今検討しているというところでございますが、県におきましても放射性物質の問題につきましては国あるいは同じ市内の関係部局、教育委員会さんは給食の関係で

すし、あと健康被害の関係につきましては保健福祉部が、そして農林水産物につきましては農林水産部がとそれぞれ対応、処置いたしまして、対応しています。総合的に推進するという中で、食の安全安心につきましては確保されていると考えているところでございます。

また、食育の推進につきましては、平成18年に全国では2番目に計画を策定したところでございます。これについても昨年度で計画が満了したということ踏まえまして、本委員会のご意見をいただきながら新しい計画を今年の1月につくったところでございまして、今後におきましては周知から実践へと新たな取り組みが求められているものと理解してございます。

本日は、平成22年度に満了いたしました2つの計画につきまして、その実績を皆様方にご説明し、ご意見をいただきたいと思いますと考えてございます。皆様方からいただいたご意見につきましては今後の施策に反映して参りたいと考えてございますので、どうか忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げたいと思っております。

なお、私はこの後、急遽、用務が入りまして、退席をさせていただくということになりますが、今日は懇親会も予定されているようでございまして、そちらのほうにはぜひ参加をさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 委員等紹介

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 続きまして、改選後初めての委員会ということになりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お配りしております委員会出席者名簿順により紹介させていただきます。

初めに、岩手医科大学医学部特任教授でいらっしゃいます板井一好委員でございます。

岩手畜産流通センターの常務取締役でいらっしゃいます及川實委員でございます。

学校栄養士協議会の岩手県支部副支部長でいらっしゃいます大石祥子委員でございます。

丸モ盛岡中央青果株式会社で常務取締役でいらっしゃいます小川清弘委員でございます。

岩手大学農学部の教授でいらっしゃいます重茂克彦委員でございます。

いわて生活協同組合の常務理事でいらっしゃいます金子成子委員でございます。

農業協同組合連合会岩手県本部営農対策部長でいらっしゃいます菊池清委員でございます。

漁業協同組合連合会指導部長でいらっしゃいます後藤均委員でございます。

外食産業協議会の理事でいらっしゃいます坂下陽市委員でございます。

岩手大学副学長の菅原悦子委員でございます。

岩手県食品衛生協会専務理事兼事務局長でいらっしゃいます高橋憲雄委員でございます。

公募委員の田沢光正委員でございます。

認定農業者組織連絡協議会会長でいらっしゃいます永畠幸一委員でいらっしゃいます。

学校生活協同組合企画課長でいらっしゃいます沼田聡委員でございます。

公募委員でいらっしゃいます早川ケン子委員でございます。

食生活改善推進員団体連絡協議会副会長でいらっしゃいます三浦フミ子委員でございます。

やまんば工房の代表でいらっしゃいます若生和江委員でございます。

なお、柴田幸榮委員と千葉啓子委員は本日はご欠席でございます。

続きまして、事務局をご紹介します。

冒頭ごあいさつを申し上げました工藤環境生活部長でございます。

谷藤環境担当技監でございます。

県民くらしの安全課の白岩食の安全安心課長でございます。

本日、進行を務めさせていただきます県民くらしの安全課総括課長の佐藤と申します。
よろしく願いいたします。

工藤部長は、ここで退席させていただきます。

(工藤部長 退席)

4. 議 事

(1) 委員長及び副委員長の選任

(2) 第2次岩手県食の安全・安心アクションプランの評価について

(3) 前岩手県食育推進計画の評価について

(4) その他

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

委員長が議長を務めることになっておりますが、本日は委員改選後初めての委員会でございますので、委員長が選任されるまでの間、事務局のほうで進行させていただきます。

それでは、議事の1、委員長と副委員長の選任です。岩手県食の安全安心推進条例第23条第1項の規定によりまして、委員の互選によることになっておりますが、どのようにいたしましょうか。

(「事務局一任」の声)

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 事務局に一任というお声がありますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 それでは、事務局のほうで委員長に菅原委員、副委員長に重茂委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 では、委員長に菅原委員、副委員長に重茂委員と決定させていただきます。

委員長、副委員長は議長席のほうにお移りをいただいて以後の議事進行をお願いいたします。

○菅原委員長 委員長に選任されました岩手大学の菅原です。前回までは品川委員長で、私が副委員長ということで食の安全安心委員会を進めておりましたけれども、今度は副委員長から委員長という重い責任のある委員長になりました。新しく放射線の問題が食の安全安心にも関わってきていますし、重い責任のある委員長に就任したと思っております。皆さんからいろんなご意見をお寄せいただいて、岩手県は食料生産県でもありますので、食の安全安心の取り組みが私たちの県全体の暮らしの安心も含めて県全体の発展が計画のほうにも反映されるような取り組みになっていくように委員皆さんのほうから活発な意見を聞かさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○重茂副委員長 副委員長に選出されました岩手大学の重茂と申します。宜しくお願いします。

○菅原委員長 それでは、これから議事に入らせていただきたいと思います。

では、第2次岩手県食の安全・安心アクションプランの評価についてということで事務局からご提案をお願いしたいと思います。

○白岩食の安全安心課長 県民くらしの安全課の白岩です。説明をさせていただきますが、座りながら説明させていただきます。

それでは、平成22年度で終了しました第二次岩手県食の安全・安心アクションプラン、以下アクションプランとありますが、これについてご説明をいたします。資料No.1—1とNo.1—2がその資料ですが、資料No.1—1に基づいて説明を行いたいと思います。また、この第二次食の安全・安心アクションプランも資料としてお配りしているところがございます。この計画につきましては、昨年3月にこの計画の4年間の評価と課題を出し、その後この委員会に諮問し、答申をいただいて、岩手県食の安全安心推進条例に基づく岩手県食の安全安心推進計画、以下推進計画と言いますが、これを策定しましたので、あらかじめその点についてはご了解をお願いしたいと思います。また、初めての委員の方もいらっしゃいますので、このアクションプランについて若干ご説明いたします。

このアクションプランは、国の食品安全基本法に基づいて、平成15年8月に策定されました岩手県食の安全安心に関する基本方針に基づくものでございます。今回ご審議いただくアクションプランについては、平成15年度から18年度までの第一次食の安全安心アクションプランの成果を踏まえ、平成19年3月に策定されたものでございまして、平成19年度から22年度までの4年間の計画でございました。今回は平成22年度及びそれまでの評価を行ったところでございます。

それでは、資料No.1—1の1ページをごらんください。まず、事業取り組み全体の目標ですが、食品の安全性に不安を感じていない人の割合、内容は県の施策に関する県民意識調査で、購入する食品の安全性に不安を感じない社会であることに対して満足及びやや満足と回答した人の割合ですが、最終年度の目標値66.7%に対して38.4%で、達成率は57.6%でした。このデータは、今年の1月に行った県民意識調査の結果でございます。ちなみに、21年度の目標値は65%、これに対して35.7%でございましたので、若干上回ったところではございます。この要因としては、23年の1月の調査ですので、それ

までに起きた事故米の不正流通や輸入食品の汚染問題など全国的な事件、それから牛肉などの産地偽装、それから県内においても大規模な食中毒の発生や残留農薬の超過事例、の発生による不安が高まったことなどが挙げられると考えております。

続きまして、分野別の成果指標にかかる達成度の総括表でございますが、1ページの中ほどをごらんください。全40指標のうち評価不能となった3項目、このうちの2つは県民意識調査の項目であったものが削除となりデータがないもの、残りもう一つは流通課の事業で生産工程記帳運動に参加する農家戸数割合を100%に維持するものでございましたが、こちらは現在集計中で評価できなかつたものでございます。こちらの数値は毎年度ですと7月に開催される食の安全安心委員会、今年は都合1度しか開かれなかつたのですが、今年度は震災の影響等で遅れが生じているものでございます。この3項目を差し引いた37指標については達成またはおおむね達成した指標は29項目で、全体で78.4%となります。昨年より10%程度は下がったものの、ある一定の成果を上げているところでございます。また、未達成の指標は8指標でございました。指標については後でご説明を申し上げます。

続きまして、各分野別の事業取り組みでございますが、資料の2ページから7ページに各指標の目標、実績、達成率が記載されておりますが、こちらについては時間の関係で省略をさせていただきます。

続きまして、8ページをごらんください。8ページから10ページまででございますが、こちらには未達成の成果指標8つについて記載しておりますので、ご説明をさせていただきます。まず、指標No.5、持続性の高い農業生産方式の導入面積ですが、8,600ヘクタールの目標に対して6,700ヘクタールで77.9%の達成率でございました。この事業は、農業普及技術課の事業でございますが、当初は環境負荷の低減や食の安全安心に対する消費者のニーズが高く、これに対応して市町村や農協などもエコファーマーの認定を積極的に支援してきたところでございましたが、エコファーマーの更新の認定のためには、新たな技術の追加が必要であることなどから伸び悩んでいるところでございます。しかしながら、エコファーマーとは別に農薬や化学肥料の使用を減らした栽培など環境保全型農業に取り組む農業者は18年度の1万5,000人から22年度の末には2万8,300人となり、環境保全型農業への取り組みは着実に進んでいるところでございます。また、推進計画にも環境負荷の少ない農業技術の普及拡大に取り組んでいくということを盛り込んでいるところでございます。

続きまして、事業No.11、J A S法に基づく原産地適正表示実施率100%の店舗の割合ですが、100%の目標に対し79.7%の達成率でございました。この事業は、県民くらしの安全課の事業でございますが、これは第一次アクションプランで全店舗の点検指導の結果、原産地を適正表示している店舗を除いた約300店舗について、1店舗当たり4年間で2回以上個別に店舗指導を行ったものでございます。この結果、トータルでは適正表示率100%の店舗の割合は79.7%で、目標のおおむね達成までは残念ながら至らなかったのですが、適正表示率80%の店舗の割合は100%となり、底上げは図られたと考えております。今後も表示につきましては食品の安全性の確保や消費者が食品を選択する重要な情報の一つでございますので、推進計画にも食品表示に関する店舗への指導や食品の適正表示を推進する者の養成等に取り組んだり、県民自らが表示を見て食品を正しく選択する力をつけることができるよう出前講座を開催することとしております。

続きまして、事業No.15、食品の残留農薬超過件数でございますが、こちらは農業普及技術課の事業でございますが、22年の12月に本県産の春菊の残留農薬基準の超過事例が2件ございまして、目標は達成されなかったものでございます。こちらにつきましても推進計画の中に農薬の適正販売や安全使用を推進する農薬管理使用アドバイザーの育成など引き続き行うことにより農薬の適正使用に努めることとしております。

続きまして、事業No.16、省農薬防除体系の実施面積でございますが、こちらは農産園芸課の事業でございますが、1,300ヘクタールの目標に対し618ヘクタール、47.5%の達成率でございました。これは昨年度も目標達成せず、その際にも説明しましたが、リンゴ栽培における省農薬防除体系、交信攪乱法でございますが、この実践指導は継続して実施すると特定の害虫が増加し、被害が発生することから実施面積が減少する傾向にございました。今大規模に取り組んでいるところは岩手中央、紫波町、それから矢巾町でございますが、今後においてはこの面積を維持していきたいと考えておりますし、更にこの事業は環境に負荷の少ない県産食品とも深いかわりがございますので、推進計画ではあわせて環境負荷の少ない農業技術の普及拡大に取り組んでいくこととしております。

続きまして、事業No.20、生食用魚介類の安全衛生に係る指導でございますが、これは水産振興課の事業でございます。こちらの成果目標の一つ、衛生管理研修会等参加団体割合でございますが、100%の目標に対し73%の達成率でございました。衛生管理に関する研修会は生ガキ及び産地市場の衛生管理に関する研修会を開催しておりますが、食中

毒の発生が懸念されることもあり、研修会の重要性を認識していただき、今後も継続していくことが重要であるところをごさいます、推進計画においても生食用魚介類の作業場及び集荷場の事業者等に対する研修会を実施し、衛生管理レベルの向上と意識の啓発に取り組んでいくこととしています。

続きまして、同じくNo.20の指標、生ウニの衛生管理レベルの向上でございますが、これはちょっと間違いがございまして、75%ではなく73%の達成率でございます。実績も73%、達成率も73%でございます。生ウニの生産地区は、発災前には39地区ございまして、衛生管理チェックの評価点が目標基準に達している地区を22年度末までに全地区にしようとするものでございました。こちらについても今説明したように推進計画においても研修会の開催などにより衛生レベルの向上と意識の啓発に取り組んでいくとしております。

続きまして、7番に書いてございまして、No.46からNo.47、それからNo.50からNo.53の成果目標、これはプラン全体の目標ともなっております。食品の安全性に不安を感じていない人の割合の向上でございますが、これも先ほども説明いたしましたが、実績が38.4%でございます、達成率は57.6%でございます。こちらにつきましても今進めております推進計画を着実に進めていくことにより目標が達成されていく、上がっていくというふうに考えてございます。

最後でございますが、10ページですが、商品テストの実施でございますが、これは県民生活センターの事業でございますが、平成21年度以降、組織の改革で検査業務が行える職員がいなくなったことから食に関する商品テストができなくなったため、目標達成できなくなったものです。こちらについても昨年度も同様な説明を行ったところでございますが、さまざまな部署で行っている検査等がございまして、その情報を速やかに県民に提供する体制をしっかりとすること、あるいは食の安全安心の確保に関する技術講習会などにより食品の監視指導や相談に当たる食品衛生監視員の資質の向上を今以上に図ることを推進計画に盛り込んでございます。

以上でございますが、重ねてお話ししますが、昨年度これまでの課題を政策ごとに出し、今年の3月に策定しました推進計画に委員の皆様の見解も入っております推進計画に、この計画に、新しい計画に反映したところがございます。

また、未達成の指標とそれらの課題にどう対応するか今ご説明しましたが、逆に目標を上回ったものもございまして、時間の関係もございまして、事業名のみをご説明

させていただきます。事業No.2 高品質牛乳生産供給体制の整備、それから事業No.3 HACCPに基づく自主衛生管理やより衛生的な食品の製造、加工、調理等の普及、No.4 水産加工業者に対する衛生管理に関する知識や技術の普及、啓発の強化、事業No.6 環境負荷の少ない海草、貝類養殖のための漁場環境保全の取り組みの推進、事業No.7 食品安全、環境保全等を目的としたGAP手法導入農家の育成、事業No.10食品衛生監視員及び食品安全サポーターによる監視や指導の実施のうち試験検査適合率、事業No.26安全安心な農産物生産に関する研究、事業No.30残留農薬一斉分析法による県産野菜の農薬残留と安全性の検討、事業No.31病原微生物検出情報システムの確立及び分子疫学指標のデータベース化に関する研究、事業No.36、40、41、42、43、44の成果目標である食育に関心のある人の割合の向上。以上でございます。

これで食の安全安心アクションプランの評価、それから推進計画への反映を含めましてご説明をさせていただきました。

○菅原委員長 ありがとうございます。それでは、主に未達成であった項目について詳しくご説明をいただいたわけですが、委員の皆さんからご質問やご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○若生委員 8ページの持続性の高い農業生産方式の導入面積についてのところなのですが、指標がエコファーマーによるパーセンテージで今まで見てきたということでしたが、その実績がエコファーマーを見るということでは本当に合っているのかどうか、新しいやり方を加えないとそれとは認められないというので、実際内容としてはエコファーマーと同じというふうに続けてやっている人たちがそこから漏れてしまっているという実態があるのではないかということを感じまして、エコファーマーを見ることでこの指標を確認したほうがいいのか、それとも後半のほうに出てきた環境保全型農業に取り組む農業者の数ということを見ていたほうが実際の広がりというものが拾えるのではないかということをちょっと感じましたので、そのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

○熊谷農業普及技術課主査 農業普及技術課の熊谷と申します。エコファーマーにつきましては、現在のこの計画が策定になったときに最もわかりやすい指標ということで採用したのですが、実際に新しく認定し直すということになりますと、やはりさらにハードルの高い技術が必要であるということで、実際は環境に優しい技術を導入して

いるにもかかわらず、エコファーマーではないということが生じるわけで、今後の指標としてはやはり適切ではないということで担当課のほうでは考えております。今後の指標につきましては、先ほどおっしゃられたとおり、環境保全型農業に取り組む産地として、例えば補給型施肥ですと過剰に施肥をしないような施肥の方法を導入している産地ですとか、そういった面的な広がりを持って指標にしていきたいと思いますということで、指標にしていきたいということで担当課のほうで考えておりますし、新しい計画でもそのような指標を盛り込んでいければと思っております。

○白岩食の安全安心課長 新しい計画、推進計画の43ページに指標一覧がございまして、1安全で環境負荷の少ない食品の生産製造等の推進ということで、9補給型施肥に取り組む産地数というところがございます。

○菅原委員長 よろしいでしょうか。

○若生委員 はい。

○菅原委員長 それでは、そのほか皆さんのご意見。

○金子委員 新しい委員なのでわからないので質問です。6ページと7ページにもあるのですが、この食の安全安心に関する情報の認知度の向上と表示のところについては、やはり意識調査するしかわからないのだと思うのですが、指標に入っているにもかかわらず、県民の意識調査の項目から抜かれているというのはどういうことなのでしょうか。

○白岩食の安全安心課長 この県民意識調査というのは、県全体で行うもので、私たちは要求はしたのですが、結果的に採択されなかったという実態でした。

○菅原委員長 違う指標で今度は評価するというものではなかったのでしょうか。

○白岩食の安全安心課長 新しい推進計画のところでは、同じく43ページでございますけれども、2の分野のところの食品に関する信頼の向上と県民理解の増進の番号で言うと3番、購入する食品の安全性または信頼性に不安を感じない人の割合、それから45ページ、4の食の安全安心を支える体制の整備、この中の1ということで食の安全性確保の取り組みが行われていると感じる人の割合ということで、この2つを指標の中に入れていただいております。

○菅原委員長 これは何か別の調査に入れてもらうというようなこととしたと記憶があるのですが。

○白岩食の安全安心課長 これは県民意識調査ということですよ。

○金子委員 今の説明でわかりましたが、本来であれば決めた指標はやはり経過の推移を見て目標も決めてやっているわけですから、同じ項目で調べて進めるべきではないでしょうか。これは意見です。

○菅原委員長 そのほかご意見、ご質問。

○田沢委員 8ページの未達成成果指標の取り組みNo.5の件ですけれども、No.5とNo.6が環境に関することなのですが、これらは岩手県の環境に関する推進計画と連動しているかと思うのですけれども、そちらのほうの指標にも入っているのでしょうか。県民に公表する際には、環境の計画との連携は、どのようになっていますか。

○菅原委員長 事務局は、わかりますでしょうか。もう一度、田沢委員、説明いただけますか。

○田沢委員 8ページの取り組みNo.5のところですが、持続性の高い農業生産方式の導入面積のところですが、これは取り組みNo.6と同様、環境に負荷の少ない県産食品の生産ということで、環境保全の一分野にもなると思うのですけれども、正式な岩手県の環境保全計画の中にも入っているのでしょうか、重なるものなのでしょうか。

いろんな分野に分けて計画を立てると言うのですけれども、県民の視点から見るとできるだけトータルな計画であってほしいと思うのです。食の安全安心のほうにも環境保全計画のほうにも余り具体的に入っていないということかもしれないのですけれども。

○谷藤環境担当技監 環境担当技監の谷藤と申します。

県の環境基本計画の中で幅広く指標を取り上げておまして、その中に漁場の分野ですとか、あるいはエコファーマーの分野も入っているのですけれども、今回の震災の影響で指標を見直そうということもしてまして、漁場の関係では大分変わっていますので、今後その辺は見直しする可能性はあるかと思えます。指標としては、昨年環境基本計画改定しておまして、その段階では入っていたものでございます。

○菅原委員長 そのほかご質問、ご意見。

○若生委員 であればこそなのですが、今回震災の後の農地、漁場の整備に関しても、食べることにしても、放射能に関しても担当の部署というのが横に連携しないとちゃんとまとまった正しい状況というのが県民にもわからなかったし、一緒になってやっぺいかないと解決していかないことだということを非常にみんなが感じていることであると思えますので、今の意見を踏まえて、つながりがきちっとあるような計画に逆に盛り込んでいただきたいというのが多分ここに出席している委員の思いになるのではない

と余り変わらないだろうという部分については余り達成度としてまとめる意味がないのではないかなというふうに、やっぱり今回の全体の数値を見てもそういうふうに思ったので、ここの評価の仕方というのはもう少し柔軟に考える必要があるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○菅原委員長 ありがとうございます。

達成の評価の仕方について工夫していただきたいということのようです。ですよね。

○沼田委員 はい。

○板井委員 基本的にパーセンテージをあわらす場合に、標準が幾らかと示さないと全くわからないですよね。日ごろ数字を見ている基準となる数字、調査母数となっている対象数など具体的な数字が欲しいなど。それにより我々は評価すべきものと思います。

○菅原委員長 ぜひ事務局は、その辺りを分かりやすくお願いします。

それではよろしいでしょうか、次の議題に移らせていただいて。

それでは、事務局から説明していただきたいと思います。

○白岩食の安全安心課長 続きまして、平成22年度で終了しました岩手県食育推進計画、以下食育計画と言わせていただきますが、これについてご説明をします。

この食育計画については、昨年度この委員会で諮問答申いただきまして、今年の1月に改定したところでございます。お手元に新旧の食育計画もご用意しております。今回は旧計画でご説明させていただきます。こちらについても初めての委員がいらっしゃいますので、食育について若干ご説明いたします。

国においては、食育基本法が平成17年7月に制定されました。食育については、この基本法の前文に書かれておりますが、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の礎であるもの、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること、これを食育に位置づけております。この食育基本法に基づき、国においても食育推進基本計画を策定したとともに、都道府県においては食育に関する施策について計画を策定するように努めるものとされたもので、この推進計画は、これを受けて策定したものでございます。食の安全安心委員会へ諮問し、答申いただきまして、18年度から22年度の5カ年計画で策定したところでございます。策定後はメタボリックシンドロームや歯科についての指標の追加など見直しを行ったところでございます。

それでは、資料はNo.2-1、No.2-2、No.2-3ですが、No.2-1に基づいてご説明

をさせていただきます。あわせて食育計画、旧の計画もお手元にご用意できればと思います。18年度から22年度までの取り組み状況ですが、食育計画の10ページから13ページに記載してございます重視する視点ごとに成果指標、これは計画の53ページから55ページに記載しておりますが、この成果目標を重視する視点ごとに成果目標を分けて22年度を含めて5年間の実績と評価についてご説明します。資料2-2の1ページをごらんください。1つ目の重視する視点ですが、誰もが理解し、参加しやすい食育の推進と食の安全安心に支えられた食育の推進の部分ですが、成果指標、食育推進を知っている人の割合ですが、目標設定時の18.8%から22年度は94.6%とふえております。これについては、2の取り組み実績にも書いてございますが、平成18年に食育推進ネットワーク会議を設立し、現在44団体が構成メンバーとして連携しながらさまざまな食育推進活動を行ってきたこと、それから地域における食育を推進するため、各市町村などにおいて地域食育ワークショップを開催した結果、市町村食育推進計画が34市町村のうち21市町村で策定されたこと、それからリーフレットなどを策定したり、あるいは食の匠の認定をして伝統食や食文化の伝承活動を支援してきたことなどが挙げられます。

それから、2つ目の重視する視点ですが、子供の発達段階に応じた食育の推進と家庭、学校、地域の連携に支えられた食育の推進ですが、これが1ページから3ページまでで、成果指標は4つございます。1つは朝食の欠食率です。これは、環境保健研究センターで調査しているいわて健康データウェアハウスの結果によるものですが、3歳児、小学生、中学生、高校生のいずれの年代も目標設定時の平成16年度から比べ着実に減少しており、目標は達成しておりますが、依然として朝食の欠食児童はおり、しかも年齢が高くなるにつれ、欠食の割合が高くなっております。これについては、次の実績が成果指標を伸ばした要因と考えられます。1つは、健康いわて21プランを進めることによって、望ましい食習慣や早寝早起きなどの基本的な生活習慣の働きかけを行ったこと、市町村が実施する乳幼児健診などで離乳食や幼児食教室が行われるよう働きかけたことなどが挙げられます。しかしながら、先ほども説明しましたように欠食の割合は依然としてあるということで、こちらにつきましても新しい計画に盛り込んでいるところでございます。

続きまして2つ目の成果指標、これは2ページ目でございますが、肥満の割合ですが、3歳児と小学生は減少傾向にございますが、中学生、高校生ではわずかながら増加傾向にあります。また、やせの割合ですが、中学生では改善されてきましたが、小学生や高

校生では増加傾向にあります。これについては、次のような実績が挙げられますが、まだまだ取組が必要であることからこちらについても、新しい計画に盛り込んだところがございます。オリジナル教材の活用などによる児童生徒の肥満防止を目的とした普及啓発を行ったこと、それから学校などで給食だより、保健だよりなどを通じて家庭への普及啓発を行ったこと、特定給食施設を対象とした研修を毎年度開催し、普及啓発に取り組む指導者の育成に努めたこと、地域の食生活改善推進員の要請、育成を行うとともに資質向上のための研修会などを開催したことなどが挙げられます。

続いて、3つ目の指標ですが、3ページの上でございます。食べない食品群のあるもの、それから甘い食べ物や飲み物の摂取回数が1日1回以下の割合ですが、こちらも環境保健研究センターで調査している結果によるものですが、食べない食品群のあるものの割合については減っていくことが望ましいところがございますが、目標設定時に比べ改善しているものの、目標を達成したのは小学生と中学生となっております。また、甘い食べ物や飲み物の摂取回数が1日1回以下の割合については、増えていくことが望ましいのですが、中学生を除いて目標設定時に比べ改善しているものの、目標達成したのは3歳児のみとなっております。これについても目標を達成しないステージが多いことから、まだまだ取組が必要であると考えられます。

続いて、虫歯のない者の割合ですが、こちらは厚生労働省で調査しているものですが、東日本大震災津波により、残念ながらデータがないものです。このようなことから、昨年度にもお示した21年度の実績しかございませんが、3歳児ではわずかに達成してない、また12歳児では目標に達しているという状況でございます。取り組みとしましては、間食のとり方、それからフッ化物局所応用法などの効果的な虫歯予防に関する取り組みを継続的に行っていることが成果を上げた要因であると考えております。

続きまして、4ページ、重視する視点の3つ目、最後のくくりでございますが、1つが家庭、学校、地域の連携に支えられた食育の推進、もう一つが子供の発育段階に応じた食育の推進、もう一つが食料生産県として特性を生かした食育の推進ですが、成果指標は食育に取り組んでいる学校、幼稚園、保育所の割合ですが、これはすべての学校、幼稚園、保育所において食育に取り組んでいる結果でございます。これについては、次の実績が成果指標を伸ばした要因であると考えられます。1つは、食育を学校の年間計画に位置づけるとともにすべての公立小学校、中学校で食育担当者を配置し、食育を実施していること、また全県に栄養教諭を配置するとともに研修会を開催したこと、そ

れから文科省委託事業の実施成果を各学校に情報提供したことなどが挙げられます。

続きまして、5 ページ目のⅡ、課題についてご説明します。今までご説明した5年間の目標達成に向けて浮かび上がった課題などがございます。この課題でございますが、昨年度に4年間の評価を行い、その際にも浮かび上がった課題でございますが、新しい食育計画の課題に対応するということでの課題でございました。確認を含めながら説明をしていきたいと思っております。1つ目は、望ましい食習慣の定着でございますが、先ほどもお話ししましたように児童生徒の朝食の欠食率は年々改善されておりますが、全国平均より高い状況でございます。さらに望ましい食習慣の定着が必要とされてございます。

課題の2つ目は、食を正しく選択する力の養成でございまして、今私たちの周囲では食に関する情報が氾濫し、どれが正しい情報かどうか判断できない状況が多くあります。このことから食品を選択する力を養うことが必要でございまして。

課題の3つ目は、食育を通じた農林水産業の理解の促進でございまして、現在も農林水産漁業体験や学校給食での県産食材の利用を通じて子供たちの農林水産業の理解を深めているわけですが、今後においてもさらに理解を深めていくことが必要であること。

課題の4つ目は、市町村等における食育の取り組みの促進でございまして、食育は地域に根ざした取り組みをすることですべての県民が心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことができることから、すべての市町村で食育推進計画を策定し、さまざまな施策を推進することが必要とされています。

この課題を受けまして、今後の方向性を次のとおりといたしました。これにつきましても、改定しました食育推進計画の新しい計画の5ページから6ページにも記載してございますが、簡単に説明させていただきます。1つ目は望ましい食習慣の形成でございます。課題の1つ目に対応したもので、今までは乳幼児、小学生、中学生の健全な食習慣の形成に取り組んできましたが、大人の食育も大切であることから、生涯にわたる健全な食習慣の形成を含めた食育の推進が大切であることから、これを1つ目の柱としました。

それから、2つ目は食の安全性に関する学習機会の提供でございまして、正しい知識を身につけて、自らの判断で食品を選択する力を身につけていく必要があるということから、これを2つ目の柱としました。

それから、3つ目でございますが、食育を通じた食や農林水産業への理解の促進でございまして、今までも取り組んでおりましたが、さらに教育ファームなど体験を通じた

生産者と消費者との交流、それから地域に受け継がれてきた食文化を次代を担う若い世代にも継承していくなど取り組みを進める必要があることから、これを3つ目の柱としました。

4つ目の柱は、市町村や地域における関係者との連携の強化でございます。先ほども申しましたように食育はすべての県民の生涯にわたる重要な課題で、そのためには県民一人一人がみずからの問題として食育の重要性を認識し、できるだけ多くの県民がみずからの意思で取り組む食育推進運動を進めていく必要があることから住民とかかわっている市町村が計画的に食育を推進できるように支援するということが必要であることから、これを4つ目の柱としました。

以上が前岩手県食育計画の評価、それから課題、対応でございます。資料のNo.2-2 No.2-3は個別の調書でございますので、説明については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○菅原委員長 ありがとうございます。新しい委員の方はわからない部分があるかもしれませんが、今回は、前計画の評価をするということになっておりますので、ただいまのご説明を受けてご質問やご意見ございましたらお願いいたします。

○板井委員 基本的なことで申しわけございませんが、このいわて健康データウェアハウスというのは環境保健研究センターのホームページ、これを見れば調査方法とかサンプル調査、来年はどのようなふうな形でサンプル調査をするのか、対象はどのようになっているかわかるのでしょうか。

それともう一点ですが、目標値というところは、これも決めた経緯があると思いますが、2ページの肥満者云々、岩手県が児童の肥満が多いというのは我々も問題として持っているのですが、ここで目標値のやせの割合14.1%という、やせの定義、肥満の定義は、どのようになっていますか。また、やせの目標値を設定しているのがよくわからないのですが。大人は、BMI 18.5未満をやせとしているのですが、子供のほうはどうなっていますか。これもどこか見れば、分かるのでしょうか。

○吉田環境保健センター副所長 環境保健センターの副所長の吉田でございます。

データの出どころですけれども、環境保健研究センターのホームページ、保健科学部のほうで調査しております、さまざまなPDF版だとか、エクセル版とかのデータ、各高校生だとか、地域別などといったデータを掲載しており、基本的な条件も合わせて示しております。

○岩山健康国保課主査 健康国保課の岩山と申します。

目標値につきましては、申しわけございません。今ちょっとはつきり分かりません。やせの定義につきましてはBMIが普通、標準と言われている範囲が18.5以上になっていると思いますので、その18.5未満をやせというふうにしております。

それから、やせの割合の目標値の考え方ですけれども、目標年次までに、平成16年度の実績から着実な改善を目指そうということで、平成16年度の実績をもとに数値を、目標値を定めております。

○板井委員 サンプルの抽出方法を聞いたのは、岩手県の場合は田舎が太っている。偏った地域のみ調査すると、その結果も偏ってしまうのでお聞きしたものです。

○岩山健康国保課主査 補足しますと、このいわて健康データウェアハウスにつきましては、例えば3歳児ですと市町村の3歳児健診のときにこのデータウェアハウスに参加していただいている市町村、ほとんどは参加していただいているのですけれども、大きい市単位になるとちょっと毎年は無理だというので、例えば2年置きとか参加されているところがあるのですが、3歳児健診のときのアンケート等を毎年集積しているものです。ですから、例えば保健所さんごとにデータは出ておりますので、そういうものを比較することはできます。また、小学生、中学生、高校生につきましても参加してくださる学校を毎年環境保健研究センターに登録しまして、多くの学校さんで参加していただいておりますので、そのときに身長、体重あるいは生活習慣のアンケートを毎年集積しまして、やはり地域別にデータは出しておりますので、地域比較することは可能です。

○菅原委員長 そのほか何かご質問、ご意見はあるでしょうか。

○坂下委員 私は初めて参加をしたので、この委員会が何をやる委員会なのだろうと、私はちょっとお話を今ずっと聞いていて疑問に思ったのです。やっぱり食の安全安心な食材をきちんと県民に食べてもらう。それを教育なり、教育機関、これは全部やらなければならないのだけれども、余りにも範囲が広いのです。

私どもはレストランをやっていますけれども、いろいろ小学校、中学校から職場見学会に来ます。我々が一番来た生徒さんたちに話すのは、我々食を提供する仕事というのは、これだけ衛生管理ができてないとだめだと、衛生管理をまずして、いい食材を選んで、そういうことしています。

この委員会でいろんな数字出しているのですけれども、これ何になるのですか、私わからないのです、はっきり言ってこの数字が、何に使われるのですか、評価をしたけれ

ども、評価をしてどう改善するのか、そういう意味で、何かちょっとその辺欠けている
なと思います。

いろんな委員会に出ましたけれども、県の職員の方が一生懸命つくった資料を追認す
るだけなのです。前に進まないのです。私は、この食の安全委員会というのは大事だ
と思いますので、これからどうするかという話を、ではメタボをどれだけ少なくするか、
具体的な数字でやらないと全然わからない。一般の方、県民の方もこの委員会が全然わ
からないよ、我々の業界ですらそういう状況なので、具体的にこれを1つずつ、ぜひお
願いします。

それから、今は放射性物質、これは国が基準を決めたので、私はきちっと、それも国
がつくっているから、しかしどうもよくわからない。大変失礼なことを申し上げました
けれども、委員会というのは県民のためにきちっとやらなければならないので、ぜひも
っと前を向いて審議だとか検討だとかしていただきたいなど、お願いします。

○白岩食の安全安心課長 食育については、今坂下委員のほうからもお話があつて、大
変幅広いということで、その一部には食の安全安心の部分と、それから食料供給県のと
ころ、それから地域に根ざした運動、それから健全な食生活ということで幅広いところ
です。県庁もさまざまな部署にかかわって、それを私たちのところが、県民くらしの安
全課が取りまとめて食の安全安心委員会に出してご意見をもらうところです。実際に今
年は震災の関係で1度しか開かれず、しかも22年度の評価だけということで、後出しと
いうか、認めてくださいというもので本当に申しわけなかったのですが、昨年度ですと
皆さんに諮問して、岩手県で本当に実際に運用できる生きた食育計画とか食の安全安心
の計画に意見をいただいて、それが反映されて、それが県民に公表されていくというも
のでしたが、今年については今本当におっしゃられたように事後承諾的なもので非常に
申しわけなかったのですけれども、本来であれば数値は目安というだけで、実際にはも
っともっと委員のほうからこういった視点もあるのではないかとか、こういうふうにし
たほうがいいのではないかという意見をもらいながら、私たちも高めた計画にしていく
というものでございます。

今のいろんな話はこれからもいただくわけですが、今年は申しわけございませんが、
震災の関係で予算的なものもかなり削られたりしまして、私たちは昨年の評価をするだ
けになってしまったところは本当に申しわけなく思っていますが、本来であればもっと
もっと意見をいただいて、計画見直しをしたり、それからこういった指標でいいのかと

か、そういった意見をもらう場でございます。よろしくお願いします。

○菅原委員長 岩手県食の安全安心推進計画、新しい岩手県食育推進計画を策定しましたので、ぜひ新しい委員の方はこの計画を読んでいただいて、前年度の評価を受けて計画ができていますので、関連性を見ていただきながら、次回の委員会には、この計画を含めて皆さんからご意見を伺うということになるのではないかなと思っております。

○金子委員 食育という言葉を知っているという人の割合は大分ふえているのですが、やっぱりこの後吟味していかなければならないのはこの中身と、ちゃんと伝わっているのかという部分を見れるような視点というか、知っているよだけではなくて、では何で見ていくのか、それが実際に乳幼児を持っているご家庭で実践されていきましたねとか、学生の意識が変わってきましたねとかというのをどういうふうな立場で拾っていかないと本当に浸透してきたかというのがわからないので、次のときの評価をしていくというときにそういうところが見えるような、知っているの次の本当に浸透してきたというのが拾えるような指標というのを私たちも一緒に考えていきたいと思っておりますので、そういうところでもう少し具体的などころをあらわしていけたらいいのではないかなと。

○菅原委員長 のほかご意見ございませんか。

○金子委員 もうその他にいつてしまうと思ったので、ちょっとどこで発言したらいいかが、済みません、理解がよくできなくて、この平成23年3月の食の安全安心推進計画の実践というのは第3次アクションプランということで、これからつくるという認識でよろしいのでしょうか。第2次のアクションプランは、平成22年度までの評価というのはわかるのですけれども、今年なりこれ以降のところはどうするのかということと、それからやはり今県民の食の安全安心という調査をしたら、一番に挙がるのはやはり放射性物質の汚染の問題が圧倒的だというふうに思うのですが、実はいわて生協でも10月に機関紙15万部配布の中で放射性物質の問題を取り上げたのですが、600通ぐらい反響がありまして、やはり県のほうでも一回全戸への放射性物質の説明のものが配られましたけれども、やはりまだまだ基礎的な理解なり含めて、あるいは県がどういう調査をしているのか含めてなかなかホームページまでいつてアクセスして見ている方は非常に少ないような状況の中で、県のほうでも牛肉の出荷停止から始まっていろんな対策大変だったというふうには思うのですけれども、やはり来年、再来年、ここ二、三年は県民の食の安全安心といったら放射性物質の、特に食品の汚染の問題が圧倒的だと思うのですけれども、ですからそれが今後のこの推進計画、事故が起きる前につくられたとはいえ、こ

こ数年最も重要な課題になっていくというふうに思われるのですが、それとの入れ込みなり、対応なりというのはどういうふうにしていくのか、これはこれで進めるのか、放射性物質の問題は問題で前進していくのか、ちょっとその辺が、済みません、次の第3次のアクションプランの決め方なりなんなりが、今までの説明の中で見えないので、ちょっとこれから先の計画なりアクションプランのあり方、それから放射性物質の問題の扱いについて回答お願いしたいと思います。

○菅原委員長 その他ところで放射性物質については説明があるとお伺いしましたけれども、ここでもう入ってしまってよろしいですか。

○白岩食の安全安心課長 例えば第2次アクションプラン以降の整理の仕方だけをお話しさせていただきますが、第1次食の安全安心アクションプランと第2次食の安全安心アクションプラン、これを引き続き岩手県では実施していたわけですが、岩手県食の安全安心推進条例というものを昨年の7月に策定しました。この中で、基本計画をつくるということで盛り込みまして、そのアクションプランから条例に基づく岩手県食の安全安心推進計画というものにシフトしたという形になります。第2次アクションプランまでの成果と課題を反映した食の安全安心推進計画というもので、これについても5年間の計画で平成27年度までの計画で4つの施策の体系で指標を盛り込んでやったものですが、先ほど食育の話でもお話ししましたが、指標については委員会の委員さんたちの意見を聞きながら全庁的な、こちらも関係する部署が全庁的でございますので、その中で先ほどの放射性物質も含めながらいろんな見直しをかけていきたいというふうには考えております。

○菅原委員長 それは、計画は条例に基づいて作ったけれども、今後は、これを見直しをするということよろしいですか。その関連については計画を見直しをしていくと。よろしいですか。

それでは、ご意見がなければ、その他のところについて、事務局から話があるとおもいますので、よろしく申し上げます。

○佐々木環境調整担当課長 環境保全課の佐々木でございます。着席してご説明申し上げます。

お手元に放射線関係の資料が2つございます。1つは放射線影響対策に関する取り組み状況と書いてあるA4判の両面もの、それから小さい文字の表があるものでこちらです。この2つあります。環境保全課の私のほうからは、初めの放射線影響対策に関

する取り組み状況というA4両面もので、農林水産物を除いた県全体の取り組み状況についてご説明をしたいということでございます。

まず、1番に方針とありますけれども、県といたしましては知事を本部長とする放射線影響対策本部を設置いたしまして、4つの大きな方針を立てて、それに基づいて対策をとっているということでございます。上から順番にいきますと、まずどのように対策をとっているのかという基本の部分をまず基本方針として7月の末に決めました。8月の末には測定にかかる対応方針とありますが、住環境、住む環境ですね、それから教育施設、学校でありますとか、幼稚園、保育所等々ですね、それから農林水産物などの測定をどのようにやっていくかというのを2つ目として8月の末に策定いたしました。

3つ目は、9月の21日になるのですけれども、放射線量の低減。具体的に言うと、地表に落ちてきた放射性物質をどのように取り除くかという除染についての方針が3つ目。

4つ目は、県産食材の安全確保ということで、岩手県で生産、収穫あるいは漁獲をされた農林水産物の測定をどのように行って安全を確保していくかという方針をつくったということで、以上4つの方針に基づいて対策をとっているということでございます。

2番にまいりまして、主な取り組みということで、表になりますが、6つの分野に分けて簡単にご説明したいと思います。まず、1つ目の区分ですが、食の安全安心ということになります。農林水産物は、私の説明の後にご説明いたしますので、これは割愛いたしまして、流通食品につきましては、暫定規制値を超過した食品については店頭からの撤去であるとか、回収の措置を講じるように要請をするということになっておりまして、本県で該当したのは牛肉ということになります。ポツの2つ目のところですが、牛肉の放射性物質検査を行ったところ、暫定規制値を超過したものが3件あったということでございます。

下にまいりまして水道水でございます。これは盛岡では毎日、一関では週1回、それ以外の地域でも継続して検査をしているところでありまして、4月19日以降は水道水から放射性物質は検出されていないというところでございます。

下がりまして、学校給食でございます。県立学校につきましては、検査体制をどのように整備していくかということをご説明を現在検討中でございます。その下の市町村の給食用食材検査については、市町村に対する支援についてあわせて検討していくところでございます。

下がりまして、区分の2つ目、健康でございます。放射線健康影響調査とタイトルが

ついておりますが、これは県南地区中心になりますが、子供さんの尿に含まれるセシウムの量を測定するというものでありまして、対象者は130人ということで1月中旬までに検査を行うということにしております。

区分の3つ目、先ほど委員さんのほうからもご指摘がありました広報啓発というところでございます。いわてグラフの全戸配布ということでございまして、先ほどご指摘があったのがこのいわてグラフの、これが8月26日に出た特別版ということでございます。号外といいますか、臨時号であります。これの中で、放射性物質についての基礎知識でありますとか、県の取り組みの現状について全戸配布という形で県民の皆さんにお知らせをしたということでございます。このいわてグラフの1月号、12月の末に発行されるのですが、これの中でもまた再度特集を組むということにしております、ご存じの方も多分多いかと思うのですけれども、11月に文部科学省のほうから岩手県をへりを飛ばして放射性物質の状況、空間線量率の状況というのが公表されたものがあります。そのデータの地区でありますとか、あとはその公表を受けての県としての対応、このようにやっていきますよというようなことをまとめたものを年末各戸にお配りになられるのは多分年明けということになりますけれども、県民の皆様の全世帯に広報するというところで考えております。

下がりまして、情報公開でございまして、一言で言えば正確な情報をいかに速やかに公表するかということであろうということ取り組みを進めております。

下がりまして、セミナー開催などということですが、これは大きく分けますと県民向けのセミナーと、それから3行目のところの右側にありますが、市町村職員向けセミナーと分けられるということでございます。

ポツの3行あるうちの1行目の右側の県民向けセミナーについては、専門の方を岩手県のほうにお呼びをしまして、県内各地で7回ほど開いております。560の方に普及セミナーに参加をいただいているところでございます。

それから、3行目のほうなのですが、市町村職員向けセミナーということで、こちらもこれまでも8回開催をいたしまして595人のご参加をいただきまして、2つのセミナー合わせまして1,155の方にセミナーを聴講いただいたということであります。そのほか県の各部局でありますとか、それから県南広域振興局においてさまざまな講習会を開催しているところでございます。

裏面のほうにまいりまして、区分の4つ目の環境放射能の測定ということでござい

す。上に空間線量率というのが2つありますけれども、簡単に言うと大気中の放射線量ということになります。測定する手段としては2つありまして、1つはモニタリングポストということで、これは県の環境保健研究センターに設置をしているもので、定点として24時間体制で観測をしている部分でございます。こちらのモニタリングポストにつきましては、1月以降は福島原発事故が起きる前のレベルで推移をしているというところでございます。

空間線量率の2つ目のサーベイメーターによる定期測定でありますけれども、盛岡市内では定点、環境保健研究センターで毎日ですね、それから一関では週1回、あとは県内で公園等55地点で月1回の測定をしているというところであります。12月、今月の測定の最大値は奥州市における毎時0.39マイクロシーベルトということになります。全体的な傾向としては、徐々にではあります、下がりつつあるということが言えるかと思えます。

次に、枠囲みのところで測定体制の強化でございます。先ほど申し上げたモニタリングポストは、盛岡の環境保健研究センターに1台あるのですが、そのほかに今月に新たに3台、一関、大船渡、宮古にあります3台を追加で整備いたしました。それから、年が明けて3月には、さらに6台増設をするということで、合計10台で県全域を管理することにしております。12月に整備する3台については、先週から試験的に県のホームページでも見れるように、リアルタイムでデータが見れるようになっているところでございます。

それから、②番のところですが、ゲルマニウム半導体検出器、降下物、水道水、農林水産物、尿などを測定するためのものなのでございますけれども、それも年度内に増設をするということになっております。

次に、降下物とあります。降下物というのは大気中に原発事故で拡散した放射性物質が小さいちりのような形になって上から落ちてくるというもので、それを集めて測定をするということでございます。毎日測定をしておりますが、5月9日以降が不検出という状態が続いているということでございます。

下がりまして、5つ目の区分、住環境の除染ということになります。地表に降り注いだ放射性物質をどのように片付けていくかという大きな問題をどのように対応していくかということであります。1つは市町村立、それから私立の学校等への支援ということでありまして、特に子供さんの場合には放射性物質に対する影響が一般の大人よりも高

く出るということが言われておりますので、小中学校、幼稚園、保育所について、局所的に放射線量が高い箇所、例えば雨樋でありますとか、水が集まるような場所、マイクロホットスポットなんていう言い方もしているところですが、そういった場所の測定をして、高い値が出たところは片づける、除染をするということを進めるために市町村等に対して県が2分の1を補助して背中を押すという事業ですね、つくってやっていますところでありまして。現在の市町村の進み具合なのですが、ポツの2つ目の4行目のところになるのですが、学校等の除染につきましては12月上旬に全市町村が終了したということになります。

下がりまして、県立学校でございます。こちらは県内に全部で82校あるのですが、測定はすべて終わりました。それから、毎時1マイクロシーベルト以上の箇所があった県南地区10校のうちの9校は除染済み、残り1校も年内には終了するということになっております。

その下に、ちょっと長い法律名称なのですが、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく調査、除染等というのがあります。これは通常特措法という言い方をしているのですが、福島原発事故を受けて、地表に落ちた放射性物質を片づけるために国が新たに法律をつくりましたということで、年明けて1月1日から全面施行になるということになります。県内では、汚染状況重点調査地域というのに奥州市、一関市、平泉町が指定をされるということになっております。この指定の要件としては、自然のものを除く追加被曝線量が年間で1ミリシーベルトに相当する時間当たり直しと0.23マイクロシーベルト以上の地域があるということでございます。指定を受ける奥州、一関、平泉の3市町については除染実施計画というものをつくって、この中で除染実施区域を定めて国費で除染を行うと、国の財政支援を得ながら除染、放射性物質の片づけ方に取り組むということになっております。

では、この法律が指定を受けた市町村のエリアの中でもそのうちの0.23マイクロシーベルト以上というエリアのみが国の支援対象になると。一つの市町村を日本の国旗に例えれば、地域指定をするのは国旗全体なのだけれども、国が国費を投じて除染支援をしてあげるのはそのうちの赤い丸の部分だけと、それ以外の日本の国旗の白地の部分は、それは地方のほうでやってくださいというような、そういう法律の制度になっております。ですので、国費の支援が得られない場所については、県でつくってあります放射線量低減に向けた取り組み方針に基づいて県が支援をして市町村の除染を進めるというこ

とになってございます。

それから、今1番から5番まで申し上げたことを進めていく上では、県単独では物事は進みませんので、市町村と連携を密にしながらやっていく必要があるということで、一番下にありますが、市町村との連携ということで、代表的なものとしては連絡会議ですね、定期的な開催をして情報交換をしながら同じ方向に向いて進めているというところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○大内農林水産企画室主査 農林水産企画室の大内と申します。よろしくお願ひいたします。済みませんが、着席させていただいてご説明をさせていただきます。

本日お配りしております資料ですけれども、8月から11月までに行いました県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画に基づく検査結果を月ごとに一覧表にしたものとなっております。本日は、付けておりませんが、前段といたしまして国からの指示に基づきまして検査計画、県産農林水産物に含まれる放射性物質濃度の検査計画というものを作成してございます。その計画策定に当たっての基本的な考え方でございますが、消費者の皆様へ安全安心な農林水産物を提供すると、そういう観点から県内で生産、収穫、漁獲される主要な農林水産物であることと、それを主な産地で収穫時期を考慮しながら時期を定めまして、出荷前に実施するという考え方で計画を定めております。検査を行った都度、報道機関への情報提供でありますとか、県のホームページでの公表でありますとか、直ちに結果を公表することにしております。それらに基づきまして公表をしまして、それを地区ごとに一覧表にしたものがこの表になっております。ちょっと細かくなりますので、それぞれの項目ごとの説明は割愛させていただきますけれども、品目によりまして放射性物質が検出されているものもございまして、いずれも国が定める暫定規制値を大きく下回る値となっております。

この検査計画に寄せられた品目以外の品目につきましても状況に応じて検査を実施しております。例えば先ほど環境保全課さんからもお話がありましたけれども、文科省の調査におきまして放射線量が比較的高いとされました県南地域で野菜などの検査を追加で実施したというような対応をしております。今後も収穫時期であるとか、そういった状況に応じまして、それらを考慮しながら検査を継続しまして、こういった取り組みを通じまして県産農林水産物の安全性を広くアピールし、消費者の皆様の不安解消ですとか、風評被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○菅原委員長 2つの担当課から取り組みについてご説明をいただきましたけれども、皆さんのほうからご質問とかご意見ありませんか。

○坂下委員 実情というのはわかったのですが、牛肉の状況が全然出てないので、これはどういうことなのかちょっとご説明いただきたいのですが。

○本田流通課主任主査 流通課の本田と申します。よろしく申し上げます。これについては、計画しているものについては、別なホームページで牛肉についても同じように検査結果の数値が公表されてございます。

○菅原委員長 今日の資料には付けていないけれども、ホームページに載っているということですか。

○本田流通課主任主査 はい。

○金子委員 この間何度か直接県や県議会のほうにもお願いをしているのですが、岩手県の立ち位置というのをもう少し県のほうでも、十分わかっていらっしゃると思うのですが、牛肉の出荷停止を受けた県ですので……。食品の検査数が非常に少ないと思います。大分増えてはきているのですが、多分今時点で12月中旬の時点で4,000ちょっとだと思うのですが、岩手県が今まで牛肉も含めて検査している検査数が。宮城県の場合には8,000を超えているというふうに思いますし、山形もたしか6,000か7,000ということの検査数になっておりますので、やはり独自に検査をしているスーパーや小売店もあると思うのですが、なかなかゲルマニウムの半導体検出器は、何千万円もしますので、簡易のものでも300万ということですから、なかなかそれをもって調べられるところというのは限られてしまうというふうに思うので、それを考えると県としてももう少し食品の検査の数を上げてやっていかないとなかなか県民の中で、せっかくの間県産品を食べようということ定着してきたものも離れていくというふうに思います。

この間いわて生協の中でも8月ぐらいには若い組合員さんからいわて生協も県産のものを中心に扱っている、むしろ共同購入から買うのをやめて、普通のスーパーに行って輸入品を中心に買っていますという若い組合員さんからの声もありましたので、やはりせっかくこれまで積み上げてきた地産地消なり、県産品食べようという運動を崩れさせないためにも岩手県内の食品の検査数をもっと上げるべきだというふうに思います。まず1点。

それで、ゲルマニウム半導体検出器を2台増設するということなのですが、それをすることによって宮城県並みの検査の品目数に上がるのかどうかということをお伺いしたい。たしか宮城県は当初地震と津波の影響で持っていた機械が使えなかったけれども、その後購入してここまでの検査数をやっているというふうに聞いていたのですけれども、やはりそこを評価してほしいなという点と、それからもう一点、土壌の汚染マップというのがどの程度県で発行しているのかというか、食品の検査と、海はやらなければならないと思いますが、今後影響が大きいと思うので。やっぱり食品の検査も土壌の汚染マップが基本だと思うのです、やみくもにやれということではなくて。そういうことから言うと、チェルノブイリの時ですが、やっぱり詳細な土壌汚染マップの公表なりが重要だと思うのですけれども、国が飛行機を飛ばしてやったということなのですけれども、私は早く土壌汚染マップをきっちり作って、それに基づいて食品検査なり、農業指導なりすべきだというふうに思うのですけれども、その辺は県のほうではどういうふうに考えていらっしゃるのかなということと、それからもう一点、給食についての検査を現在検討中ということなのですけれども、県南のほうでは既に奥州市と一関はもうやるという方向で検討されているそうなのですけれども、これは早くやったほうがいいのではないかというふうに思いますし、それから子供たちの尿検査、内部被曝の検査ですけれども、県南中心に、特に今回指定を受ける奥州市、一関、平泉は、私は全子供をやるべきではないかなというふうに思っているのですけれども、その辺もぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

○沼田委員 基本的なことなのですけれども、岩手県としていろいろとやられているという状況はわかるのですが、そもそも岩手県として被曝量はどの程度にしたいというふうなスタンスで考えていらっしゃるのか。要は、国の暫定基準に従ってやっているのか、それとも新潟県のように、やはりこれまでの法令に従って一般公衆は年間で1ミリシーベルトにするべきだから、そういうふうしてほしいというスタンスで国に要望している県もありますし、岩手県はどのようなスタンスで実際にここら辺は考えているのかなと、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○千田担い手対策課長 農業振興課の千田と申します。東電の損害賠償の窓口やらせてもらっています。ご指摘のとおりだと思います。岩手県の立ち位置が見えない。実は私から見えない。これは民事なのです。東京電力と、それから生産者という民事の訴訟の中にいまして、地方行政の立ち位置が全く見えないのです。ただ、県民に見えないごみ

がかぶったわけですから、これは黙ってられないということで、私ども正面から東電とぶつかっています。

ただ、これは公にできる話ではないのですけれども、数々のルート使って国のしかるべきところを使ったりとかしながらやっと牛肉関連につきましては9割の損害を賠償していただきました。なかなかこれを県が思い切って表に出れない世界でございまして、ですから県は、県はおっしゃることはわかるのですが、本県には原子力発電の専門家一人もおりません。宮城県、福島県、青森県、新潟県、専門の部署あって、知的蓄積をいっぱい持っているのです。それでもって損害賠償についても早く走りましたし、茨城県なんかもっとすごかったです。10年前に事故起こしています、東海の事故起こしていて、もう既に茨城県は300億円を超える賠償を東電からもぎ取っています。ただ、黙って私らが見ているわけではなくて、ちゃんと仕掛けをつくりながらということで準備を重ねてやってきていますので、県が、県がと言われても、県には何の知見も蓄積もないのです。ですから、これは全然違うところで議論していただかないと、食の安全の中で放射能の話がされたら、岩手県庁としてお返しする言葉一つもないのです。

県は、県はと言うけれども、本県には原子力に対する知見を全く持ってない中でもありながら、私らは県民のためと思ってしっかりと検査もし、そして賠償請求の裏取りもして、やっそこさ子供たちにクリスマスケーキ届けるぐらいの金額を持ってきたのです。そこを、県は、県はと言われてもなかなかお答えできない面があります。私ども東京の全国会議に行って、東電の社長の前に行って泣きました、「あなたたちもちもくれないのか」と。

ですから、県は、県はと言われても、やることはやっていたので、ご理解よろしくをお願いします。

○田沢委員 一般県民から見ればやっぱり知事は何をしているかということは、今、感じていることですよ。だから、その辺もぜひ県民の気持ちをわかってもらって、本当の安全安心に近い情報発信をしていただきたいなと思います。知事はどうしているのだと、みんな今も感じています。

○佐々木環境調整担当課長 環境保全課でございます。今出たご質問について、うちの所管の部分について一つ一つお答え差し上げます。

まず、ゲルマニウム半導体検出器の整備、現行1台ですが、今年の3月までにあと2台入りますというお話をしました。実は6月の時点でとても測定が間に合わないという

ことで予算をとって機械の手配をかけようとしたのですが、各県とも同じような状況で、なかなかその機械が入ってこないということで、入ってくるのがぎりぎり年度内に2台となっていて、それによって測定体制が強化をされるという状況であります。

あとは今年度についても、これは農林水産部のほうのお話しになってしまうのですが、環境保健研究センターのゲルマニウム半導体検出器でキャパ的に測れないものについては農林水産部さんで外注をして、ほかの試験機関に委託をして測っていたというような状況であります。ですので、外出ししていた部分が2台整備追加で、年度内に来ると思いますので、それも中のほうでできるようになりますし、検体数についても大幅に増やしていくのは物理的には可能になるというふうに考えております。

それから、最後にご質問がありました被曝線量の年間の量というようにお話ありましたけれども、県のほうでは県民の皆さんが日常生活から受ける追加被曝線量、追加というのは自然の被曝線量でありますとか、あとは医療被曝を除いたものということになりますけれども、それは年間1ミリシーベルト以下を目標とするのだということで測定とか除染に取り組んでいくというのが基本的な立ち位置ということになります。

あとは土壤汚染マップの話が出ました。11月に文部科学省が航空機モニタリング結果を公表したときに岩手県はA4の1枚の図面にして空間線量率、空気中の放射線量のマップを出して、それとあわせてセシウム134と137、個別、それからそれを合算した地図というのも出しております。ただ、それというのは上からヘリで撮ったものなので、概括的なデータだということがあります。

それで、現在動いているのは国のほうで県南の奥州、一関、平泉に限定されてはしまうのですが、地上のサンプル調査というのをやろうということで今文部科学省のほうで動いているという状況であります。ただ、文部科学省は環境モニタリングというスタンスでありますので、対象となるのはお話があった農地ということではなくて、公共的な施設であるところの土壤をサンプル採取して、さきにやった航空機モニタリングの二次調査的な位置づけで放射線量が比較的高い県南地域の土壤がどのような状況にあるのかということも追加で調べようとしているというところでもあります。

あと、ちなみになのですが、走行サーベイというのが3市町のあたりでやるということで国のほうで動いております。それは自動車に放射線を検出する機械を乗せて道路を走るのです。そうすると、前にやったのはヘリから撮った上からの概括的な図面だったのですが、今度は道路をはかって測定することで、それよりもっと細かい形の放

放射量の分布が見えてくるということになるという予定であります。

以上でございます。

○菅原委員長 では、機器2台を追加して、検体数が増える可能性がある。また、土壤のモニタリングのほうは文科省がやるというのは、いつごろ実施して、いつごろ結果が出るのですか。

○佐々木環境調整担当課長 これは12月中に、つい最近測定地点の調整というのを国と県、それから市町村の間でやりましたので、実際にやるのは年明けからになるかなということであります。あとは分析の結果についても土壤の場合は結構時間がかかりますので、現時点で何月の上旬だ、中旬だというのはちょっと申し上げられないのですけれども、公表になるとときには県民の皆さんにわかっていただくような形で県としてもPRといたしますか、広報に努めていきたいと思っております。

○及川主幹兼施設学校健康担当課長 教育委員会のスポーツ健康課と申します。よろしく申し上げます。

学校給食の件につきまして、検討中と記載しておりますが、早くやったほうが良いと、そのとおりでございまして、おっしゃるとおりでございます。現在の検討中とありますところの中につきまして現在の状況をお話しさせていただきます。学校給食につきましては、これまでの基本的なスタンスといたしましては、使われております食材につきましては一般に流通している、既に検査済み、もしくは検査が行われる食材を使用しているということで、安全な食材が使われているということで、学校給食の安全性が確保されているということを基本的なスタンスとしておりましたけれども、当然ながらと申しますか、それだけでは不十分、安心が十分確保されない、心配だという声がございまして、それからもう一つ、地場産品と申しますか、産直センター等から直接購入、そういったものもありますので、そういった部分が心配だという声が大分ございまして。私どもの県だけではなくて全国的にもやはりそういった部分につきまして国も十分な手当てをすべきだということで、先般やと11月末、12月になりまして国のほうでも測定の機械について補助しますと、機械の分を国費で幾らか出しましょうということが示されたものですから、それらを受けまして改めて、遅いという声もありますけれども、改めて取り組もうとしている状況でございます。ただ、国から示されておりますのは測定の機器、かなり300万円、高いもので400万とかしますけれども、各県17県に5台分ずつというような割り当てで話が来ております。5台だと私どもの県かなり広い県ですので、はっき

り言って5台ではどこにも足りないという状況でございますので、私どもの県で国から補助を受けるものに加えまして、県単でも措置したいということで、今予算当局と協議を進めているところでございます。ですから、まだお金の確保ができていない段階でこういう話をするとちょっと話し過ぎにはなるのですが、現在の内容もお話しさせていただきます。

まず、県立学校につきまして、一つ検討中というふうになってはいますが、県立学校、給食となりますと小、中なのでございますけれども、県立学校でもまず1つは支援学校、特別支援学校の県立学校でございますので、そこで給食を提供している学校、それから定時制の高校のうち3校ほど夜食の形で給食を提供していると。合わせまして10校前後になるのですが、そちらのほうに機械を設置したいというふうを考えております。10校前後になりますので、国で面倒見ていただくのは5台として、県単で合わせて5台、もしくはもう少しというふうには考えていますが、10台前後そういった県立学校で給食を提供しているところに設置し、県立学校だけではなくて市町村等から要望がありましたら、その検査もお受けしたいというふうなのがまず1つであります。

もう一本の柱といたしまして、国のほうでは市町村の設置する分についてはお金が来ませんので、これは私どものほうでできるだけ市町村のほうにもご協力申し上げたいというふうには考えております。新聞等でごらんのとおり、今の段階ですと一関、奥州、平泉、この3つにつきましてはもう既に手がけているところでございます。機械も導入し始めているという状況でございますし、その3市町以外にも検討しているところはあります。そういった部分について、県費のほうでそういった機械の導入費につきまして支援してまいりたいというふうには考えているのがもう一つの柱でございます。県立学校に入れて、それを市町村にも使っていただく、それから市町村が導入するものについて県が支援申し上げますと、その2つでもって今後取り組んでまいりたいと思います。ただ、これは新聞等をごらんになられている方おわかりかと思いますが、入れると申しまして、これからお金確保して導入して発注するのですが、かなり各県とも発注が混雑しています。私ども現時点での見込み、目標というのは大体3カ月かかるというふうには聞いておりますので、新年度ということにならざるを得ないというふうには考えておりますので、その辺はご了承いただきたいと思っております。

○板井委員 僕のほうから簡単に説明します。今いろいろお話が出てはいますが、この被曝が規制値をいくつなら抑えるかという話は、実は県単独ではない、国レベル、

もう少し言うと I C R P（国際放射線防護委員会）で指針を出しております。それにほとんどの国が、その基準に従い、日本もそれに従ったという状況です。したがって、当初はその中で事故発生から経過措置を見ず、徐々に厳しくしている。よって、県単独でどうのこうのという話ではあり得ないものなのです。

○菅原委員長 よろしいでしょうか。

はい。

○若生委員 県南で市町村の対応も頑張っているところではあるのですが、やっぱり広い岩手県という中で、その値によって非常に高く不安を抱えている親御さん、子供たちが多い地域という部分に対する対応というか、同じに対応するのではなく、値を見て相当に対応すべきところ、厚く対応すべきところというのを当然なさっていくとは思いますが、そういう知見を持った対応をお願いしたいということと、先ほどだれもわからないというのは、本当に県の職員の方も一般県民も本当にわからないという状況は同じだと思うので、そういうわかろうとして、わかるようになるための対応をしていくために私たちは多分ここに今日来ているのだと思うので、わからないと言った後、しっかりどんな先生にお話しを聞くのかということでその対応の仕方とか不安もかなり違うので、そこを本当に県民の人たちが安心できるような情報を一本こっちのほうからだけというのではなく、本当にわかるような方を呼んできてみんなで聞いて、わかった上で心配を解消していくような対策を県民と一緒に考えていくという姿勢をやっぱり見せてもらわないと、私たちはここに来ていて不安という部分が多い、そこを見据えつつ、あと本当にみんなで学んでいく、数値を出していく、そういうところを積み重ねていかないと、この不安に関しては難しいと思います。

○谷藤環境担当技監 ありがとうございます。県民のことを十分意識をしながら、どういった形で情報を正確にお伝えするのか、わかりやすくできるのかというようなことを常に意識をしながら出そうということでは努めてございます。

それから、もちろん特に県南地域の方の不安が高いということもあって、例えば先ほどご説明のありましたセミナー等も県南を中心に回数をふやしたりとか、そういったような形での取り組みはさせていただいておりますけれども、やっぱりまだまだ情報としては浸透し切れていないなということも実感しております。そういったところについては、今後とも引き続き努力をしていきたいと思っておりますし、委員の皆様方もいろんな機会のところでこういった取り組みあるいは情報として出ているのだということをご承知い

ただいて、何かの形でお話しいただければありがたいかなというふうに思っております。

実は先ほど国の話も出てきていました。今回は事故由来ということで原因者での責任、それから国も原子力政策を進めてきた社会的な責任ということで、全面的に国の責任として対応していくということをお話はされているのですけれども、個々の具体的などころになってくるとなかなかそうもいってない部分があるなというところがあって、県としての独自の取り組み等も進めてきております。そういったところについて、なかなか十分に見えないというお話もございましたけれども、できるだけ私どもとしてもお伝えする努力を今後とも続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○白岩食の安全安心課長 私から、皆さんのお手元に厚生労働省からの食品に関するリスクコミュニケーション、岩手県の盛岡で2月10日に今回の放射能の新たな基準値とか、それから検査とか、対応についての国からの説明もあることになっていきますので、こちらについては私たちのほうも、これはいきなり私たちのほうに送られてきたのですが、一緒にお勉強していきたいと思っておりますし、それから先ほど教育委員会のほうからもこれからの予算ですが、私たちも来年度の中でやはりリスクコミュニケーションが大切だということで、委員の皆様と一緒に、私たちと一緒に情報共有して、そして地域に戻って、団体に戻って皆さんにお知らせしていくようなこともしていきたいと思っておりますし、今回新たに岩手医科大学の板井先生を放射性のいろんな関係がございまして、新たに委員として入っていただきました。ということで、板井先生のほうからも学習の機会を設けてもらって、私たちも一緒にやっていきたいと思っております。よろしく願います。

○高橋委員 先ほど牛肉の検査のことで、セシウムの検査の話がありましたけれども、せっかく立派なリーフレット入れていますので、こういうふうな形でやっていますよということを流通課のほうで説明されたらよかったのではないのでしょうか。

○本田流通課主任主査 流通課の本田でございます。カラーのチラシ、パンフレットと2種類お手元のほうに届いていると思っております。岩手の牛肉のほうですけれども、時間が超過しますので簡単に言いますけれども、牛肉に関しましては県内で肥育されて、食肉加工されているものはすべて全頭一頭残らず検査されておりました、その値についても一頭一頭ホームページのほうで公表されてございます。基準値以下あるいは全く検出されていないことがわかるかと思っております。

あともう一枚のほうの、これはいわて純情米のお米のほうの安全宣言のチラシでござ

います。こちらにつきましても、調査して公表しておりますし、県内のお米の結果につきましては、放射性セシウムすべて不検出という結果が出てございますので、これも後でござらんいただきたいと思えます。

○菅原委員長 そのほか、B S Eの資料についても、説明をお願いします。

○佐藤県民くらしの安全課主任主査 県民くらしの安全課の佐藤です。情報提供という形で1枚ものになりますが、牛海面脳症（B S E対策に係る食品健康影響評価について）ということで、1枚裏表の資料をご用意しております。これが平成23年、今月の12月19日になりますが、厚生労働省のほうで食品安全委員会に対しましてB S Eに係る食品健康影響評価について諮問を行ったということで情報提供でございます。諮問の背景としては、発生から10年ぐらいが経過しているとか、あるいはさまざまな規制を行われてきたその評価であったりとか、そういう内容でございます。具体的な諮問の内容については、国内については月齢にかかるリスク評価、それから全頭すべてについて除去されている特定危険部位ですね、これが果たして全頭なのか、あるいは月齢ごとでも大丈夫なのかというような評価、それから国境措置といたしましては、やはり輸入の関係ですね、輸入を緩和するとか、あるいは月齢ですね、こういった評価を行ってリスク評価を依頼したということになります。ということで、裏にはB S Eに係るこれまでの経緯とか、そういったものを資料としてつけてございます。一応情報提供ということですよ。

○菅原委員長 それでは、皆さんご質問とかご意見ございませんでしょうか。

ないようですので、それでは、議事を終了させていただいて事務局にマイクを戻したいと思えます。よろしくをお願いします。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 委員長、どうもありがとうございました。

5. そ の 他

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 それでは、5番のその他で事務局からのご連絡でございます。次回の委員会につきましては、来年の7月ごろを予定しております。今回は本当に事後評価だけということになってしまいました。24年の7月に23年度の評価と今の進捗状況等についてご説明をして、皆様方から評価、意見をいただくことになっております。ただ、震災の影響もありまして、事業内容が今年度できなかった事業等もありまして、変更を余儀なくされている部分もござりますので、その点はご了承いただき

たいと思います。先ほど来評価の方法等についていろいろご意見をいただいておりますので、それらを踏まえて工夫して資料をお出しできるようにしたいと思います。

6. 閉 会

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。

○金子委員 今のご説明ですと来年の7月までこの委員会ないということになるわけですが、先ほどまで話していた内容で、計画の見直しは委員会の中では行われないのか。

○白岩食の安全安心課長 計画については、今既に始まっています。例えば計画の見直しとか、指標の見直しとか、そういったことについては来年、24年度以降事業の中に反映するということになると思います。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 ただ、明らかに、放射能に関することは、皆さんの食の安全に関する関心事だと思いますので、計画の見直しという段階を踏まなくても、現状でも、放射能の事などについてお話をして議論していただくということは可能と思います。

○金子委員 放射能汚染問題の議論は、一般県民の一番の関心事だろうと思っているのです。もう少し、危機感を持って、もう一度見直す必要があると思うのですが、そういう認識のもとで、この委員会の役目はあるのではないですか。これは意見ですので、ご検討ください。

○菅原委員長 事務局は、委員からのご意見を踏まえ、しかるべき対応をしてください。皆さんは、事務局のほうに意見をどんどんお寄せいただければいいのではないかと思いますし、今日も出たわけですが、もう一度、どういう形が適切なのか検討していただいて、専門の先生にわざわざ今回委員に入っていただいたわけですから、勉強会とか、そういうことでも対応はできるかと思いますので、私のほうからもお願いしたいと思います。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 先ほど、次回の開催を7月と話したのは、平成23年度の評価として話したもので、確かに、この食の安全安心委員会を、その前に開催するとかという話も、勿論ですが、工夫をして皆さんのほうにご意見を伺うような機会を設けるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。